雇用保険と失業給付金 1

◆給付を受けるための条件

① 失業状態である

→労働しようという意思と能力があり、積極的に仕事に就くための活動をしていながら、仕事に就くことができない状態にある

② 退職日以前の2年間に雇用保険加入期間が通算12ヶ月以上ある

③ ハローワークに求職の申込みをしている

→「求職票」に希望条件などを記入し提出する。

雇用保険と失業給付金 2

◆失業給付を受けるまでの流れ 1

（※会社都合による退社、正当な理由のある自己都合退社の場合）

- □ ハローワークで求職の申込みを行う
- □ 7日間の待機期間
- □ 雇用保険受給説明会と失業認定日（1回目）に出席
- □ その後、1週間程度で初給付
- □ 以降は毎月（4週間ごと）の失業認定日に出席
  その後、1週間程度で給付

雇用保険と失業給付金 3

◆失業給付を受けるまでの流れ 2

（※自己都合、懲戒解雇による退社の場合）

- □ ハローワークで求職の申込みを行う
- □ 7日間の待機期間
- □ 雇用保険受給説明会と失業認定日（1回目）に出席
- □ 待機期間＋3ヶ月間の給付制限終了後
  失業認定日（2回目）に出席
- □ その後、1週間程度で初給付
- □ 以降は毎月（4週間ごと）の失業認定日に出席
  その後、1週間程度で給付

雇用保険と失業給付金 4

◆手続に必要なもの

- □ 離職票-1と-2
- □ 雇用保険被保険者証
- □ 身分証明（住所・氏名・年齢の確認）

  ※ 運転免許証、写真つきの住民基本台帳カードなど
- □ 写真（3cm×2.5cmの正面上半身）2枚
- □ 本人名義の普通預金通帳
- □ 印鑑
- □ 休職申込書

雇用保険と失業給付金 5

◆給付の金額は？

□ 基本手当日額 の計算方法

基本手当日額 ＝ 賃金日額 × 給付率

※ 賃金日額・・・ 離職の日の直前6か月間に支払われた給料の1日平均の額のこと
→ 離職の日の直前6か月の給料÷180
※ 給付率 ・・・ 50～80％（ハローワークで細かい給付率を知ることができます）
※ 計算に含めるもの ・・・ 残業手当、通勤手当、営業手当など
計算に含めないもの・・・ 賞与、退職金、解雇予告手当、結婚祝い金など

【例】 年齢35歳、月給30万円の場合
賃金日額は30万円×6か月÷180＝1万円になります。
給付率 は 35歳だと57％になります。
1万円×約57％ ＝ 約5，700円 となります。

雇用保険と失業給付金 6

◆いつまでもらえるの？

●自己都合、定年退職などによる退職者の失業保険のもらえる日数

勤続年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日			120日	150日

●倒産、解雇などによる退職者の失業保険のもらえる日数

<table>
<tr><th></th><th>1年未満</th><th>1年以上
5年未満</th><th>5年以上
10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>30歳未満</td><td rowspan="5">90日</td><td rowspan="3">90日</td><td>120日</td><td>180日</td><td></td></tr>
<tr><td>30歳以上
35歳未満</td><td rowspan="2">180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr>
<tr><td>35歳以上
45歳未満</td><td>240日</td><td>270日</td></tr>
<tr><td>45歳以上
60歳未満</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td><td>330日</td></tr>
<tr><td>60歳以上
65歳未満</td><td>150日</td><td>180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr>
</table>